

地域窓口（地域産業保健センター）のご利用について

山口産業保健総合支援センター

- 1 地域窓口での産業保健活動の支援事業は、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者及び労働者を対象としています。
- 2 本事業では、自主的な産業保健活動の支援を必要とする企業規模で常時 50 人未満の労働者を使用する小規模事業場を優先しています。
- 3 健康診断結果の有所見者に対する医師への意見聴取や個別訪問支援等については、予約状況等決定します。

なお、地域窓口で対応できる数に限りがありますので、申込日から実施日まで期間を要することがあります。

その他、事業場規模を問わず、産業保健スタッフ等からの産業保健全般にわたる相談については行います。

※ 「大企業」の支店、営業所等で常時 50 人未満の事業場の方は、本社や一定の資本関係等のある事業者の産業保健スタッフの協力が得られるときは、なるべく、そちらの利用をお願いします。

なお、本社等に「総括産業医」が選任されている場合は、平成 31 年度（2019 年 4 月 1 日）から利用が出来なくなります。